

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施（平成30年12月開始）。

実施主体	都道府県※
対象者	B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変 に関する医療保険各法又は高齢者の医療確保に関する法律の医療に関する給付を受けている者で、臨床調査個人票及び研究への同意書を提出した者 (所得制限: 年収約370万円未満を対象)
対象医療	指定医療機関における 肝がん・重度肝硬変の入院医療 で、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が 既に3月以上の場合に、4月目以降 に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。
自己負担月額	1万円
財源負担	国 1/2 地方 1/2

※長野県では、本事業ではなく、地方単独事業で実施される予定です。